

○内閣府
財務省 令第 号

信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十六条第二項の規定に基づき、及び信用金庫法を実施するため、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

財務大臣 鈴木 俊一

信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令の一部を改正する命令

信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年^{総理府}大蔵省 令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の

傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

		<p>(自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令) 第三条 法第八十九条第二項及び信用金庫法施行令(昭和四十三年政令第四百二十二号)第十三条第一項において読み替えられた法第八十九条第一項において準用する銀行法(以下「銀行法」という。)第二十六条第二項の内閣府令・財務省令で定める信用金庫又は信用金庫連合会(以下「金庫」と総称する。)の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条及び第五条に定める場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる表のとおり(第二号から第四号までに掲げる区分にあつては、第三項に規定する海外拠点を有する信用金庫連合会の自己資本の充実の状況に係る区分に限る。)とする。</p> <p>【一・二 略】</p> <p>三 単体レバレッジ比率(第十一項に規定する単体レバレッジ比率をいう。次条第一項において同じ。)を指標とする区分</p>	
レバレッジ第一	自己資本の充実の状況に係る区分 レバレッジ非対象区分	命令	
単体レバレッジ	単体レバレッジ比率が最低単体レバレッジ比率以上である場合	「略」	

改正前

		<p>(自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令) 第三条 法第八十九条第二項及び信用金庫法施行令(昭和四十三年政令第四百二十二号)第十三条第一項において読み替えられた法第八十九条第一項において準用する銀行法(以下「銀行法」という。)第二十六条第二項の内閣府令・財務省令で定める信用金庫又は信用金庫連合会(以下「金庫」と総称する。)の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条及び第五条に定める場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる表のとおり(第二号及び第三号に掲げる区分にあつては、第三項に規定する海外拠点を有する信用金庫連合会の自己資本の充実の状況に係る区分に限る。)とする。</p> <p>【一・二 同上】</p> <p>三 単体レバレッジ比率(第十二項に規定する単体レバレッジ比率をいう。次条第一項において同じ。)を指標とする区分</p>	
レバレッジ第一	自己資本の充実の状況に係る区分 レバレッジ非対象区分	命令	
単体レバレッジ	単体レバレッジ比率が三パーセント以上である場合	「同上」	

四 単体レバレッジ・バッファ―比率（第十三項に規定する単体レバレッジ・バッファ―比率をいう。第五条において	区分 レバレッジ第二 区分の二	区分 レバレッジ第二	比率が最低単体レバレッジ比率の二分の一の比率以上最低単体レバレッジ比率の二分の一の比率未満である場合	比率が最低単体レバレッジ比率の二分の一の比率以上最低単体レバレッジ比率の四分の一の比率未満である場合	比率が最低単体レバレッジ比率の二分の一の比率以上最低単体レバレッジ比率の四分の一の比率未満である場合
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

「号を加える。」	区分 レバレッジ第二 区分の二	区分 レバレッジ第二	比率が一・五パーセント以上三パーセント未満である場合	比率が〇・七五パーセント以上一・五パーセント未満である場合	比率が〇・七五パーセント以上一・五パーセント未満である場合
	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]

同じ。～を指標とする区分 自己資本の充実の状況に係る区分	レバレッジ・バ ッファ―非対象 区分 ・バツファ―比 率が最低単体レ バレッジ・バツ ファ―比率以上 である場合	命 令 外部流出制限計 画（外部流出額 の制限に係る内 容（調整税引後 利益の六十パー セントの額から 、その事業年度 において既に支 出した外部流出 額を控除した額 （当該額が零を 下回る場合には 、零とする。） を上限として外 部流出額を制限 する内容をいう 。～を含む単体
レバレッジ・バ ッファ―第一区 分	単体レバレッジ ・バツファ―比 率が最低単体レ バレッジ・バツ ファ―比率の四 分の三の比率以 上最低単体レバ レッジ・バツフ ァ―比率未満で ある場合	命 令 外部流出制限計 画（外部流出額 の制限に係る内 容（調整税引後 利益の六十パー セントの額から 、その事業年度 において既に支 出した外部流出 額を控除した額 （当該額が零を 下回る場合には 、零とする。） を上限として外 部流出額を制限 する内容をいう 。～を含む単体

	レバレッジ・バ ッファ―第二区 分
単体レバレッジ ・バツファ―比 率が最低単体レ バレッジ・バツ ファ―比率の二 分の一の比率以 上最低単体レバ レッジ・バツフ ァ―比率の四分 の三の比率未 満である場合	
レバレッジ・バ ッファ―比率を 回復するための 合理的と認めら れる改善計画を いう。の提出 の求め及びその 実行の命令	外部流出制限計 画（外部流出額 の制限に係る内 容（調整税引後 利益の四十パー セントの額から その事業年度 において既に支 出した外部流出 額を控除した額 （当該額が零を 下回る場合には 零とする。） を上限として外 部流出額を制限 する内容をいう 。を含む単体

	レバレッジ・バ ッファ―第三区 分
	単体レバレッジ ・バツファ―比 率が最低単体レ バレッジ・バツ ファ―比率の四 分の一の比率以 上最低単体レバ レッジ・バツフ ァ―比率の二分 の一の比率未 満である場合
レバレッジ・バ ッファ―比率を 回復するため の合理的と認 められる改善 計画を（提出 の求め及びそ の実行の命令	外部流出制限計 画（外部流出額 の制限に係る内 容（調整税引後 利益の二十パー セントの額から その事業年度 において既に支 出した外部流出 額を控除した額 （当該額が零を 下回る場合には 零とする。） を上限として外 部流出額を制限 する内容をいう 。）を含む単体

<p>レバレッジ・バ ツファ―第四区 分</p>	
<p>単体レバレッジ ・バツファ―比 率が最低単体レ バレッジ・バツ ファ―比率の四 分の一の比率未 満である場合</p>	
<p>外部流出制限計 画（外部流出額 を零に制限する 内容を含む単体 レバレッジ・バ ツファ―比率を 回復するための 合理的と認めら れる改善計画を いう。）の提出 の求め及びその 実行の命令</p>	<p>レバレッジ・バ ツファ―比率を 回復するための 合理的と認めら れる改善計画を いう。）の提出 の求め及びその 実行の命令</p>

2 銀行法第二十六条第二項の内閣府令・財務省令で定める金庫及びその子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この条及び次条において同じ。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条及び第五条に定める場合を

除き、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる表のとおり（第二号から第四号までに掲げる区分にあつては、次項に規定する海外拠点を有する信用金庫連合会及びその子会社等の自己資本の充実の状況に係る区分に係るものに限る。）とする。

一 第十五項に規定する連結自己資本比率を指標とする区分
〔表略〕

二 第十六項に規定する連結資本バッファ―比率を指標とする区分
〔表略〕

〔表略〕

三 連結レバレッジ比率（第二十項に規定する連結レバレッジ比率をいう。次条第一項において同じ。）を指標とする区分

自己資本の充実の状況に係る区分	命令
レバレッジ非対象区分	連結レバレッジ比率が最低連結レバレッジ比率以上である場合
レバレッジ第一区分	連結レバレッジ比率が最低連結レバレッジ比率の二分の一の比率以上最低連結レバレッジ比率未満である場合
	〔略〕

除き、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる表のとおり（第二号及び第三号に掲げる区分にあつては、次項に規定する海外拠点を有する信用金庫連合会及びその子会社等の自己資本の充実の状況に係る区分に係るものに限る。）とする。

一 第十二項に規定する連結自己資本比率を指標とする区分
〔同上〕

二 第十三項に規定する連結資本バッファ―比率を指標とする区分
〔同上〕

〔同上〕

三 連結レバレッジ比率（第十七項に規定する連結レバレッジ比率をいう。次条第一項において同じ。）を指標とする区分

自己資本の充実の状況に係る区分	命令
レバレッジ非対象区分	連結レバレッジ比率が三パーセント以上である場合
レバレッジ第一区分	連結レバレッジ比率が一・五パーセント以上三パーセント未満である場合
	〔同上〕

レバレッジ第二 区分	連結レバレッジ 比率が最低連結 レバレッジ比率 の四分の一の比 率以上最低連結 レバレッジ比率 の二分の一の比 率未満である場 合	連結レバレッジ 比率が最低連結 レバレッジ比率 の四分の一の比 率以上最低連結 レバレッジ比率 の二分の一の比 率未満である場 合
レバレッジ第二 区分	連結レバレッジ 比率が最低連結 レバレッジ比率 の四分の一の比 率未満である場 合	連結レバレッジ 比率が最低連結 レバレッジ比率 の四分の一の比 率未満である場 合
レバレッジ第二 区分	連結レバレッジ 比率が最低連結 レバレッジ比率 の四分の一の比 率未満である場 合	連結レバレッジ 比率が最低連結 レバレッジ比率 の四分の一の比 率未満である場 合

四 連結レバレッジ・バッファー比率（第二十二項に規定する連結レバレッジ・バッファー比率をいう。第五条において同じ。）を指標とする区分

自己資本の充実の状況に係る区分

命令

命令

レバレッジ第二 区分	連結レバレッジ 比率が○・七五 パーセント以上 一・五パーセン ト未満である場 合	連結レバレッジ 比率が○・七五 パーセント以上 一・五パーセン ト未満である場 合
レバレッジ第二 区分	連結レバレッジ 比率が○・七 パーセント未 満である場合	連結レバレッジ 比率が○・七 パーセント未 満である場合
レバレッジ第二 区分	連結レバレッジ 比率が○・七 パーセント未 満である場合	連結レバレッジ 比率が○・七 パーセント未 満である場合

「号を加える。」

「同上」

	レバレッジ・バ ッファ―第一区 分
ファ―比率以上 である場合	連結レバレッジ ・バツファ―比 率が最低連結レ バレッジ・バツ ファ―比率の四 分の三の比率以 上最低連結レバ レッジ・バツフ ァ―比率未満で ある場合
外部流出制限計 画（外部流出額 の制限に係る内 容（調整税引後 利益の六十パー セントの額から 、その連結会計 年度において既 に支出した外部 流出額を控除し た額（当該額が 零を下回る場合 には、零とする 。）を上限とし て外部流出額を 制限する内容を いう。）を含む 連結レバレッジ ・バツファ―比 率を回復するた めの合理的と認 められる改善計 画をいう。）の	外部流出制限計 画（外部流出額 の制限に係る内 容（調整税引後 利益の六十パー セントの額から 、その連結会計 年度において既 に支出した外部 流出額を控除し た額（当該額が 零を下回る場合 には、零とする 。）を上限とし て外部流出額を 制限する内容を いう。）を含む 連結レバレッジ ・バツファ―比 率を回復するた めの合理的と認 められる改善計 画をいう。）の

	レバレッジ・バ ツファ―第二区 分	
連結レバレッジ	・バツファ―比 率が最低連結レ バレッジ・バツ ファ―比率の二 分の一の比率以 上最低連結レバ レッジ・バツファ ―比率の四分 の三の比率未 満である場合	
提出の求め及び その実行の命令	外部流出制限計 画（外部流出額 の制限に係る内 容（調整税引後 利益の四十パー セントの額から 、その連結会計 年度において既 に支出した外部 流出額を控除し た額（当該額が 零を下回る場合 には、零とする 。）を上限とし て外部流出額を 制限する内容を いう。）を含む 連結レバレッジ ・バツファ―比 率を回復するた めの合理的と認 められる改善計 画をいう。）の	

	レバレッジ・バ ツファ―第三区 分	
連結レバレッジ	・バツファ―比 率が最低連結レ バレッジ・バツ ファ―比率の四 分の一の比率以 上最低連結レバ レッジ・バツファ ―比率の二分 の一の比率未 満である場合	
提出の求め及び その実行の命令	外部流出制限計 画（外部流出額 の制限に係る内 容（調整税引後 利益の二十パー セントの額から 、その連結会計 年度において既 に支出した外部 流出額を控除し た額（当該額が 零を下回る場合 には、零とする 。）を上限とし て外部流出額を 制限する内容を いう。）を含む 連結レバレッジ ・バツファ―比 率を回復するた めの合理的と認 められる改善計 画をいう。）の	

レバレッジ・バ ツファ―第四区 分	連結レバレッジ ・バツファ―比 率が最低連結レ バレッジ・バツ ファ―比率の四 分の一の比率未 満である場合	提出の求め及び その実行の命令 外部流出制限計 画（外部流出額 を零に制限する 内容を含む連結 レバレッジ・バ ツファ―比率を 回復するため 合理的と認めら れる改善計画を いう。）の提出 の求め及びその 実行の命令
-------------------------	--	---

〔3～5 略〕

6 第一項第一号に掲げる表中「単体自己資本比率」とは、自己資本比率基準のうち銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であつて、次項に規定する単体資本バツファ―比率、第十一項に規定する単体レバレッジ比率及び第十三項に規定する単体レバレッジ・バツファ―比率以外の比率をいい、同表中「単体普通出資等Tier 1 比率」、「単体Tier 1 比率」及び「単体総自己資本比率」とは、当該単体自己資本比率のうち国際統一基準（前項に規定する国際統一基準をいう。以下この条において同じ。）に係る算式により得られる比率をいう。

〔3～5 同上〕

6 第一項第一号に掲げる表中「単体自己資本比率」とは、自己資本比率基準のうち銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であつて、次項に規定する単体資本バツファ―比率及び第十一項に規定する単体レバレッジ比率以外の比率をいい、同表中「単体普通出資等Tier 1 比率」、「単体Tier 1 比率」及び「単体総自己資本比率」とは、当該単体自己資本比率のうち国際統一基準（前項に規定する国際統一基準をいう。次項、第十一項から第十三項まで及び第十七項において同じ。）に係る算式により得られる比率をいう。

7 第一項第二号に掲げる表中「単体資本バッファ―比率」とは、自己資本比率基準のうち銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率（前項に規定する単体自己資本比率、第十一項に規定する単体レバレッジ比率及び第十三項に規定する単体レバレッジ・バッファ―比率を除く。）であつて、国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

8 第一項第二号に掲げる表中「最低単体資本バッファ―比率」とは、銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式において、単体資本バッファ―比率（前項に規定する単体資本バッファ―比率をいう。第五条において同じ。）について指標となる一定水準の比率をいう。

9 第一項第二号及び第四号に掲げる表中「外部流出額」とは、信用金庫連合会における次に掲げる事由（単体普通出資等Tier 1比率（第六項に規定する単体普通出資等Tier 1比率をいう。以下この項において同じ。）を減少させるものに限る。）に係る額の合計額（特別の理由がある場合において金融庁長官が承認したときは、その承認した額を除く。）をいう。

「一〇五 略」

10 第一項第二号及び第四号に掲げる表中「調整税引後利益」とは、外部流出制限計画（同項第二号に掲げる表各項（資本バッファ―非対象区分の項を除く。）命令欄又は第一項第四号に掲げる表各項（レバレッジ・バッファ―非対象区分の項を除く。）命令欄に規定する外部流出制限計画をいう。）の

7 第一項第二号に掲げる表中「単体資本バッファ―比率」とは、自己資本比率基準のうち銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率（前項に規定する単体自己資本比率及び第十一項に規定する単体レバレッジ比率を除く。）であつて、国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

8 第一項第二号に掲げる表中「最低単体資本バッファ―比率」とは、銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式において、単体資本バッファ―比率（前項に規定する単体資本バッファ―比率をいう。）について指標となる一定水準の比率をいう。

9 第一項第二号に掲げる表中「外部流出額」とは、信用金庫連合会における次に掲げる事由（単体普通出資等Tier 1比率（第六項に規定する単体普通出資等Tier 1比率をいう。以下この項において同じ。）を減少させるものに限る。）に係る額の合計額（特別の理由がある場合において金融庁長官が承認したときは、その承認した額を除く。）をいう。

「一〇五 同上」

10 第一項第二号に掲げる表中「調整税引後利益」とは、外部流出制限計画（同表各項（資本バッファ―非対象区分の項を除く。）命令の欄に規定する外部流出制限計画をいう。）の実行に係る事業年度の前事業年度における損益計算書の税引前当期純利益の額に、当該前事業年度において費用として計

実行に係る事業年度の前事業年度における損益計算書の税引前当期純利益の額に、当該前事業年度において費用として計上された前項に規定する外部流出額に相当する額を加算した額から、当該相当する額が費用として計上されなかった場合に納付すべき税額に相当する額を控除した額をいう。

11 第一項第三号に掲げる表中「単体レバレッジ比率」とは、自己資本比率基準のうち銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率（第六項に規定する単体自己資本比率、第七項に規定する単体資本バッファー比率及び第十三項に規定する単体レバレッジ・バッファー比率を除く。）であって、国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

12 第一項第三号に掲げる表中「最低単体レバレッジ比率」とは、銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式において、前項に規定する単体レバレッジ比率について指標となる一定水準の比率をいう。

13 第一項第四号に掲げる表中「単体レバレッジ・バッファー比率」とは、自己資本比率基準のうち銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率（第六項に規定する単体自己資本比率、第七項に規定する単体資本バッファー比率及び第十一項に規定する単体レバレッジ比率を除く。）であって、国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

14 第一項第四号に掲げる表中「最低単体レバレッジ・バッファー比率」とは、銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に

上された前項に規定する外部流出額に相当する額を加算した額から、当該相当する額が費用として計上されなかった場合に納付すべき税額に相当する額を控除した額をいう。

11 第一項第三号に掲げる表中「単体レバレッジ比率」とは、自己資本比率基準のうち銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率（第六項に規定する単体自己資本比率及び第七項に規定する単体資本バッファー比率を除く。）であって、国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

「項を加える。」

「項を加える。」

「項を加える。」

係る算式において、前項に規定する単体レバレッジ・バッファ比率について指標となる一定水準の比率をいう。

- 15 第二項第一号に掲げる表中「連結自己資本比率」とは、自己資本比率基準のうち銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であつて、次項に規定する連結資本バッファ比率、第二十項に規定する連結レバレッジ比率及び第二十二項に規定する連結レバレッジ・バッファ比率以外の比率をいい、同表中「連結普通出資等Tier 1比率」、「連結Tier 1比率」及び「連結総自己資本比率」とは、当該連結自己資本比率のうち国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

- 16 第二項第二号に掲げる表中「連結資本バッファ比率」とは、自己資本比率基準のうち銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率（前項に規定する連結自己資本比率、第二十項に規定する連結レバレッジ比率及び第二十二項に規定する連結レバレッジ・バッファ比率を除く。）であつて、国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

- 17 第二項第二号に掲げる表中「最低連結資本バッファ比率」とは、銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式において、連結資本バッファ比率（前項に規定する連結資本バッファ比率をいう。第五条において同じ。）について指標となる一定水準の比率をいう。

- 18 第二項第二号及び第四号に掲げる表中「外部流出額」とは、信用金庫連合会及びその子会社等（当該信用金庫連合会及

- 12 第二項第一号に掲げる表中「連結自己資本比率」とは、自己資本比率基準のうち銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であつて、次項に規定する連結資本バッファ比率及び第十七項に規定する連結レバレッジ比率以外の比率をいい、同表中「連結普通出資等Tier 1比率」、「連結Tier 1比率」及び「連結総自己資本比率」とは、当該連結自己資本比率のうち国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

- 13 第二項第二号に掲げる表中「連結資本バッファ比率」とは、自己資本比率基準のうち銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率（前項に規定する連結自己資本比率及び第十七項に規定する連結レバレッジ比率を除く。）であつて、国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

- 14 第二項第二号に掲げる表中「最低連結資本バッファ比率」とは、銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式において、連結資本バッファ比率（前項に規定する連結資本バッファ比率をいう。）について指標となる一定水準の比率をいう。

- 15 第二項第二号に掲げる表中「外部流出額」とは、信用金庫連合会及びその子会社等（当該信用金庫連合会及びその子会

びその子会社等の連結自己資本比率（第十五項に規定する連結自己資本比率をいう。次条第一項において同じ。）の算出に当たり当該信用金庫連合会の連結の範囲に含まれるものに限る。以下この項において同じ。）における次に掲げる事由（連結普通出資等Tier 1比率（第十五項に規定する連結普通出資等Tier 1比率をいう。以下この項において同じ。）を減少させるものに限る。）に係る額（当該信用金庫連合会及びその子会社等相互間の流出額を除く。）の合計額（特別の理由がある場合において金融庁長官が承認したときは、その承認した額を除く。）をいう。

「一〇三 略」

四 その他Tier 1資本調達手段（第十五項に規定する連結Tier 1比率に算入することができる資本調達手段をいい、連結普通出資等Tier 1比率に算入することができる資本調達手段を除く。）に対する配当又は利息の支払及び買戻し又は償還

「五・六 略」

19 第二項第二号及び第四号に掲げる表中「調整税引後利益」とは、外部流出制限計画（同項第二号に掲げる表各項（資本バツファー非対象区分の項を除く。）命令欄又は第二項第四号に掲げる表各項（レバレッジ・バツファー非対象区分の項を除く。）命令欄に規定する外部流出制限計画をいう。）の実行に係る連結会計年度の前連結会計年度における連結損益計算書の税金等調整前当期純利益の額に、当該前連結会計年度において費用として計上された前項に規定する外部流出額

社等の連結自己資本比率（第十二項に規定する連結自己資本比率をいう。次条第一項において同じ。）の算出に当たり当該信用金庫連合会の連結の範囲に含まれるものに限る。以下この項において同じ。）における次に掲げる事由（連結普通出資等Tier 1比率（第十二項に規定する連結普通出資等Tier 1比率をいう。以下この項において同じ。）を減少させるものに限る。）に係る額（当該信用金庫連合会及びその子会社等相互間の流出額を除く。）の合計額（特別の理由がある場合において金融庁長官が承認したときは、その承認した額を除く。）をいう。

「一〇三 同上」

四 その他Tier 1資本調達手段（第十二項に規定する連結Tier 1比率に算入することができる資本調達手段をいい、連結普通出資等Tier 1比率に算入することができる資本調達手段を除く。）に対する配当又は利息の支払及び買戻し又は償還

「五・六 同上」

16 第二項第二号に掲げる表中「調整税引後利益」とは、外部流出制限計画（同表各項（資本バツファー非対象区分の項を除く。）命令の欄に規定する外部流出制限計画をいう。）の実行に係る連結会計年度の前連結会計年度における連結損益計算書の税金等調整前当期純利益の額に、当該前連結会計年度において費用として計上された前項に規定する外部流出額に相当する額を加算した額から、当該相当する額が費用として計上されなかった場合に納付すべき税額に相当する額を控

に相当する額を加算した額から、当該相当する額が費用として計上されなかった場合に納付すべき税額に相当する額を控除した額をいう。

20 第二項第三号に掲げる表中「連結レバレッジ比率」とは、自己資本比率基準のうち銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率（第十五項に規定する連結自己資本比率、第十六項に規定する連結資本バッファ率及び第二十二項に規定する連結レバレッジ・バッファ率を除く。）であって、国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

21 第二項第三号に掲げる表中「最低連結レバレッジ比率」とは、銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式において、前項に規定する連結レバレッジ比率について指標となる一定水準の比率をいう。

22 第二項第四号に掲げる表中「連結レバレッジ・バッファ率」とは、自己資本比率基準のうち銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率（第十五項に規定する連結自己資本比率、第十六項に規定する連結資本バッファ率及び第二十項に規定する連結レバレッジ比率を除く。）であって、国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

23 第二項第四号に掲げる表中「最低連結レバレッジ・バッファ率」とは、銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式において、前項に規定する連結レバレッジ・バッファ率について指標となる一定水準の比率をいう。

除した額をいう。

17 第二項第三号に掲げる表中「連結レバレッジ比率」とは、自己資本比率基準のうち銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率（第十二項に規定する連結自己資本比率及び第十三項に規定する連結資本バッファ率を除く。）であって、国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

「項を加える。」

「項を加える。」

「項を加える。」

第五条 信用金庫連合会は、外部流出制限計画（第三条第一項第二号に掲げる表各項（資本バツファア非対象区分の項を除く。）命令欄、同条第一項第四号に掲げる表各項（レバレッジ・バツファア非対象区分の項を除く。）命令欄、同条第二項第二号に掲げる表各項（資本バツファア非対象区分の項を除く。）命令欄又は同条第二項第四号に掲げる表各項（レバレッジ・バツファア非対象区分の項を除く。）命令欄に規定する外部流出制限計画をいう。以下この条において同じ。）の実行に係る事業年度又は連結会計年度に続く事業年度又は連結会計年度において、業務報告書（銀行法第十九条第一項又は第二項の規定による業務報告書をいう。）に記載した資本バツファア比率（単体資本バツファア比率又は連結資本バツファア比率をいう。）又はレバレッジ・バツファア比率（単体レバレッジ・バツファア比率又は連結レバレッジ・バツファア比率をいう。）に対応する第三条第一項第二号若しくは第二項第二号又は同条第一項第四号若しくは第二項第四号に掲げる表の自己資本の充実の状況に係る区分（それぞれ資本バツファア非対象区分又はレバレッジ・バツファア非対象区分を除く。以下この条において「業務報告書に記載した資本バツファア比率又はレバレッジ・バツファア比率に係る区分」という。）が、従前に該当していた区分と異なる場合には、当該信用金庫連合会は、業務報告書に記載した資本バツファア比率又はレバレッジ・バツファア比率に係る区分に係る外部流出制限計画を速やかに金融庁長官に提出するものと

第五条 信用金庫連合会は、外部流出制限計画（第三条第一項第二号に掲げる表各項（資本バツファア非対象区分の項を除く。）命令の欄又は同条第二項第二号に掲げる表各項（資本バツファア非対象区分の項を除く。）命令の欄に規定する外部流出制限計画をいう。以下この条において同じ。）の実行に係る事業年度又は連結会計年度に続く事業年度又は連結会計年度において、業務報告書（銀行法第十九条第一項又は第二項の規定による業務報告書をいう。以下この条において同じ。）に記載した資本バツファア比率に対応する第三条第一項第二号又は第二項第二号に掲げる表の自己資本の充実の状況に係る区分（これらの表の資本バツファア非対象区分を除く。以下この条において「業務報告書に記載した資本バツファア比率に係る区分」という。）が、従前に該当していた区分と異なる場合には、当該信用金庫連合会は、業務報告書に記載した資本バツファア比率に係る外部流出制限計画を速やかに金融庁長官に提出するものとする。この場合において、当該信用金庫連合会について、これらの表の区分に応じた命令は、業務報告書に記載した資本バツファア比率に係る区分に掲げる命令とする。

<p>する。この場合において、当該信用金庫連合会について、これらの表の区分に応じた命令は、業務報告書に記載した資本 バツファア比率又はレバレッジ・バツファア比率に係る区分 に掲げる命令とする。</p>	<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>
--	---------------------------

附 則

この命令は、令和六年三月三十一日から施行する。